

相馬中村藩の地域支配と文書実践

西 村 慎太郎

【要 旨】

本稿は、近世の文書作成・授受・管理について、特に藩領支配の側面について、相馬中村藩を事例として検討するものである。相馬中村藩とは、現在の福島県相馬市・南相馬市・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村に該当する6万石の藩である。その地域の多くは、福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域・避難指示解除準備区域（あるいは旧警戒区域・旧計画的避難区域）である。それらの地域では現在でも歴史資料の救済・保全が進められており、多くの新しい歴史資料が発見されている。その地域のアーカイブズ学に基づいた当該地域の文書管理史は新出歴史資料の内容を把握する上で重要である。本稿では、主に藩庁から地域に対して発せられた「在郷役人職務章程」という資料を用いて、相馬藩内の郷における肝煎による文書の作成・授受・管理を検討した。実に多くの文書が作成されていたが、幕末期の報徳仕法を実施した村では、さらに膨大な文書が管理されることとなった。

【目 次】

はじめに

1. 相馬中村藩の概要
2. 相馬中村藩の地域支配
3. 地域支配における文書実践

おわりに

はじめに

本稿は、近世の文書作成・授受・管理について、特に藩領支配の側面について、相馬中村藩を事例として検討するものである。相馬中村藩とは、中村城（現在の福島県相馬市中村）を拠点とした相馬氏6万石の藩である。

藩庁文書の作成・授受・管理については、藩政アーカイブズないし幕藩政アーカイブズとして様々な事例が検討されている¹⁾。それらの論稿では、幕府や各藩における文書の作成・授受・管理の具体像が明らかとなっただけでなく、明治時代以降に導入されたアーカイブズ・システムがすでに近世段階で運用されている事例が確認された。また、藩領支配に関わる文書管理史という視角では、例えば松代藩を事例として詳細な検討がなされている。種村威史氏は、松代藩代官の職制と文書による行政、稟議制を明らかにした²⁾。福澤徹三氏は、地域社会論や藩地域論の成果を踏まえつつ、藩政機構と村を「貫通」する研究の必要性を指摘しつつ、北高田村北条組（現在の長野県長野市高田北条）を事例とした文書行政の実相を提示している³⁾。

本稿は、上記のような藩政アーカイブズの研究に相馬中村藩の事例を追加するに過ぎないが、目指す視角は事例の蓄積ではなく次の点である。東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの歴史資料の救出・保全活動がいまでも続けられ⁴⁾、それらを用いた地域歴史像の構築も進められている⁵⁾。特に、帰還困難区域・避難指示解除準備区域（あるいは旧警戒区域・旧計画的避難区域）などでは、救出・保全活動によって、従来の自治体史編纂や歴史研究において所在が確認されていなかった歴史資料も多く発見されている。また、富岡町では2020年を目指して、震災資料とともに救出・保全活動によって発見された歴史資料を収蔵する「アーカイブ施設」の建設を進めており、それらの利活用が目指されている⁶⁾。このような状況にあって、広大な帰還困難区域・避難指示解除準備区域には相馬市中村藩領が含まれており（福島第一原子力発電所はその全域が相馬中村藩領である）、同藩における藩領支配の文書を文書管理史、藩政アーカイブズ、アーカイブズ資源として研究することは、当該地域の復興にアーカイブズ学として資するところは大きく、喫緊の課題であると思われる。

-
- 1) 国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存』（岩田書院、2008年）、同編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』（思文閣出版、2015年）など。
 - 2) 種村威史「松代藩代官の職制と文書行政」（福澤徹三・渡辺尚志編『藩地域の農政と学問・金融—信濃国松代藩地域の研究IV』岩田書院、2014年）。
 - 3) 福澤徹三「官僚制機構の末端としての村—藩地域研究とアーカイブズ研究との接点—」（国文学研究資料館編『近世大名アーカイブズ資源研究—松代藩・真田家をめぐって—』思文閣出版、2016年）。
 - 4) このような動向については、白井哲哉「原子力災害被災地における民間アーカイブズ救出・保全の課題—福島県双葉町における実践から—」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究編』13、2018年）に詳しい。
 - 5) 例えば、『東北アジア研究センター報告23号 旧陸奥中村藩山中郷基本資料』（東北大学東北アジア研究センター、2016年）は、相馬市中村の海東行夫家における歴史資料救出・保全活動の成果である。また、人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「日本列島における地域社会変貌・災害からの地域文化の再構築」における国文学研究資料館ユニット「人命環境アーカイブズの過去・現在・未来に関する双方向的な研究」（研究代表者・渡辺浩一）として、当該地域の歴史資料の救出と活用に関する研究を進めている。詳細は、西村慎太郎編『新しい地域文化研究の可能性を求めて vol.5 地域歴史資料救出の先へ』（人間文化研究機構、2018年）。
 - 6) 2017年10月31日付『河北新報』、同日付『福島民報』など。

そこで、本稿では、①相馬中村藩の概略と先行研究を述べた上で、分析対象である『相馬藩政史』についての検討、②相馬中村藩の藩領支配の概略、③藩領支配の末端に位置する肝煎による文書行政を検討する。

なお、本稿では、相馬中村藩の地域支配をめぐる文書の作成・授受・管理の全体について述べるため、「文書管理」という語ではなく、文書実践の語を用いる⁷⁾。

1. 相馬中村藩の概要

ここでは、相馬中村藩についての概略を述べてみたい。相馬中村藩については、従来近世史において、知行制（在郷給人）⁸⁾・勸農政策や報徳仕法⁹⁾・文化史¹⁰⁾の分野で研究が進められてきた。また、当該地域は市制・町制施行のアニバーサリー（10周年・30周年など）を受けて郡市町村史（誌）の編纂が進められてきたという全国的な動向も見受けられる一方で、東日本大震災以降、大字史（誌）の編纂事業も進められているという特徴がある【表1】。また、当該地域の多くの自治体史編纂には、長年にわたって東北地方の民俗学・郷土史研究を牽引していた岩崎敏夫氏が関わっている¹¹⁾。岩崎氏は、福島県内の高校教諭を務め、のちに東北学院大学教授を務めた。福島県内の文化財保存・文化財行政にも深く関わり、岩崎氏の薫陶を受けた人びとが当該地域の歴史資料保全の担い手になっている。この点も、当該地域の自治体史編纂の特徴といえることができる。

次に本稿で検討対象とする相馬中村藩について概略を述べたい。相馬中村藩とは¹²⁾、陸奥国中村（現在の福島県相馬市中村）に居城を構えた藩で、中世以来、当該地域を領有した戦国大名・相馬氏が天正18年（1590）に豊臣秀吉より陸奥国行方・標葉・宇多三郡4万8,700石の領地を安堵されたことにはじまる。戦国時代から豊臣政権下においては小高城（現在の福島県南相馬市小高区）を拠点としていたが、関ヶ原の戦い、その後の徳川家による本領安堵によって拠点を中村に移した。寛永16年（1639）の検地以降、石高は行方郡（31,875石余）・標葉郡（13,693石余）・宇多郡（14,431石余）の計6万石と定められ、明治に至っている。現在の自治体では福島県南相馬市・相馬郡飯館村（以上、行方郡）、双葉郡大熊町・浪江町・双葉町・葛尾村（以上、標葉郡）、相馬市・相馬郡新地町（以上、宇多郡）が該当する。

地域支配の展開については後述するが、元禄期以降財政窮乏に陥るとともに享保・宝暦・天

7) 渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』（勉誠出版、2014年）。

8) 佐藤彦一「相馬藩における「在郷給人制」と村落支配」（『福大史学』27、1979年）、同「相馬藩の在郷給人制について」（小林清治先生還暦記念会編『福島地方史の展開』名著出版、1985年）、山形万里子「奥州相馬藩における陶業生産の展開—在郷給人の副業的生産を中心に—」（『日本歴史』468、1987年）ほか。

9) 岩崎敏夫『二宮尊徳仕法の研究』（錦正社、1970年）、熊川由美子「二宮金次郎の仕法に関する一考察—相馬藩の場合を中心に—」（『人文論集』25、1974年）、庄司吉之助「相馬藩の勸農政策」（『福島史学研究』44、1984年）ほか。

10) 大迫德行『相馬・双葉の原風景—福島県浜通りの歴史と民俗—』（岩田書院、2013年）ほか。

11) 岩崎敏夫氏については、岩本由輝「岩崎敏夫の人となり」（『岩崎敏夫著作集 東北民間信仰の研究』上、名著出版、1982年）ほか。

12) 以下、相馬藩の概略については、佐藤高俊「相馬藩」（『藩史大事典 第1巻 北海道・東北編』雄山閣出版、1988年、157頁～169頁）。

表1 相馬藩領における主な自治体史

	書名	編者・著者	出版	刊行年	備考
双葉郡	双葉郡誌	福島県教育会双葉部会	児童新聞社	1909	福島県史料集成3収録
	双葉郡郷土誌	双葉郡	双葉郡	1913	福島県郡誌集成16収録
	相双の歴史	岩崎敏夫	丁字屋書店	1955	
宇多郡	宇多郡村誌1～19	川瀬教文		1881～1884	福島県史料集成3収録。皇国地誌
	宇多郡誌稿5～15	川瀬教文		1882～1884	
	磐城国宇多郡誌	川瀬教文		1885	
相馬市	相馬史	佐藤精明	佐藤弘毅	1941	
	相馬郷土文化志1～2	斎藤笹舟(亀五郎)	相馬郷土文化協会	1950	
	相馬市史	相馬市史編纂会	相馬市	1969～1983	明治百年事業
	中村風土記	新妻三男	相馬郷土研究会	1976	
	相馬市史資料集1～18	相馬市	相馬市	2005～2012	市制50周年記念
	相馬市史(10冊予定)	相馬市	相馬市	2013～2018	市制50周年記念
南相馬市	鹿島町誌	鹿島町誌出版委員会	鹿島町教育委員会	1965	
	原町市史	原町市史編纂委員会	原町市	1968～1981	
	小高町史	小高町教育委員会	小高町教育委員会	1975	小高町合併20周年記念事業
	鹿島町史資料1	鹿島町史編纂委員会	鹿島町史編纂委員会	1988	
	鹿島町史1～7・別巻	鹿島町史編纂委員会・南相馬市教育委員会鹿島区地域教育グループ・南相馬市教育委員会文化財課市史編さん係	鹿島町・南相馬市	1993～2016	南相馬市成立後も継続
	原町市史	原町市教育委員会文化財課・南相馬市教育委員会文化財課市史編さん係	原町市・南相馬市	2002～2017	市制50周年事業。南相馬市成立後も継続
	小高町史(10冊)	南相馬市教育委員会小高区地域教育課・南相馬市教育委員会文化財課市史編さん係・南相馬市博物館	南相馬市・南相馬市教育委員会	2006～2018	「おだかの歴史」
	鹿島町史叢書	南相馬市教育委員会博物館市史編さん係	南相馬市	2009	
新地町	新地町史(3冊)	新地町史編纂委員会	新地町教育委員会	1982～1999	
	口碑福田史1～7	荒保春	荒保春	1994～2007	
浪江町	苅野村の歴史	苅野教育委員会	苅野公民館	1956	
	浪江町史	浪江町史編纂委員会	浪江町教育委員会	1974	
	浪江町史(2冊)	浪江町史編纂委員会	浪江町	2003～2008	
	赤宇木地区記録誌百年後の子孫たちへ	赤宇木地区記録誌作成実行委員会	赤宇木地区記録誌作成実行委員会	2017	
	大字誌ふるさと請戸	大字誌ふるさと請戸刊行委員会	鈴木市夫	2018	
双葉町	双葉町史1～5	双葉町史編さん委員会	双葉町	1995～2002	
	双葉町史資料シリーズ1～5	双葉町教育委員会	双葉町教育委員会	1984～1989	
大熊町	大熊町史資料1～6	大熊町教育委員会	大熊町史編纂委員会・大熊町史編纂室	1979～1981	町制施行30周年。大野村誌・熊町村郷土誌
	大熊町史1～4・年表	大熊町史編纂委員会・大熊町史編纂室	大熊町	1981～1986	町制施行30周年
飯館村	飯曾村史全	斎藤笹舟		1955	
	飯館村史1～3	飯館村史編纂委員会	飯館村	1976～1979	町村合併20周年記念事業
	大倉部落史	大倉部落編纂委員会	飯館村大倉部落	1980	
	飯館村第12行政区暮らしの記憶誌おらほの風景	飯館村第12行政区大久保・外内暮らしの記憶誌編纂委員会	飯館村第12行政区大久保・外内暮らしの記憶誌編纂委員会	2017	
葛尾村	葛尾村史	葛尾村史編纂委員会1・2	葛尾村	1991～1993	

※2018年4月1日現在。

明の飢饉が藩財政に打撃与えた。19世紀に至り、大規模な儉約を推進する「文化の御厳法」を実施する。また、幕末には二宮尊徳の報徳仕法を展開している。

幕末期、相馬中村藩は新政府軍と旧江戸幕府との戊辰戦争に巻き込まれたのみならず、領内も戦場となり、多くの人びとが甚大な被害を受けた。その後、版籍奉還・廃藩置県によって、相馬中村藩以来の統治は終焉を迎えた。

では、相馬中村藩の藩政アーカイブズ（藩政資料）はどのように遺されているか。『旧華族家史料所在調査報告書』によれば¹³⁾、相馬市教育文化センター博物館に「相馬中村藩関係資料」100点、東京大学史料編纂所に「相馬家古文書」64点（明治17年写）、「相馬家伝記（文書）」77点（明治22年頃写）、「相馬文書」146点（明治22年写）を中心に多くの文書が掲載されている。このうち、1974年に建設された相馬市教育文化センター博物館は、2008年に相馬市歴史民俗資料館となり、その後建物の老朽化と新築に伴い、2014年に相馬市歴史資料収蔵館として再設置された¹⁴⁾。東京大学史料編纂所蔵の写本の中でも「相馬文書」146点は¹⁵⁾、当主に伝来した中世から近世初頭の所領譲状・軍忠状などである。これは寛永18年（1641）幕府に系図を提出する際（寛永諸家系図伝の編纂）、相馬氏の由緒を示す資料が全くなかったため探索したところ、天守の梁に八幡大菩薩の旗とともに発見されたという伝承が遺されている。明治に至り、影写本が作成されたものの、原本は戦災によって焼失してしまった。

相馬氏の資料は、中世東北を研究する上で非常に重要で豊富な残存状況であるといえるが、近世藩政資料については所在が確認されておらず、今後の所在調査も含めて課題となっている¹⁶⁾。このような状況の中、相馬中村藩を検討する上で『相馬藩世紀』と『相馬藩政史』は貴重な資料集である。

最初『相馬藩世紀』について概略を述べたい¹⁷⁾。『相馬藩世紀』は戦国時代の当主・利胤から明治期の当主・相馬誠胤に至る事績を142冊にまとめた年譜である。アジア・太平洋戦争敗戦後、当主・相馬恵胤氏と家令・岡田省胤氏が岩崎敏夫氏を訪問し、藩史編纂を依頼してきたことに端を発し、その後、藩史編纂の代わりに相馬氏伝来の年譜を翻刻・刊行したのが『相馬藩世紀』である。

他方、『相馬藩政史』は¹⁸⁾、標葉郡津島村（現在の双葉郡浪江町津島）出身の今野美壽氏が編纂・執筆したもので、津島村長在職中から執筆し、昭和12年1月に稿本28冊原稿用紙8000頁の編纂を成し遂げた。但し、この編纂には多くの困難があったようで、今野氏の「緒言」によれば、「王

13) 学習院大学史料館編『旧華族家史料所在調査報告書』本編2（学習院大学史料館、1993年、446頁～451頁）。

14) 以下、相馬市教育文化センター博物館以降の変遷については、相馬市観光協会ホームページのうち「相馬市歴史資料収蔵館・郷土蔵」（<http://soma-kanko.jp/trip/rekisisyuzyoukan/>）。2018年8月29日閲覧）ほか。

15) 以下、相馬文書については、「解題」（『史料纂集 相馬文書』続群書類従完成会、1974年）、田代脩「相馬文書」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第8巻、吉川弘文館、1987年、591頁～592頁）。

16) 家文書については相馬氏原蔵であると思われるが（泉田邦彦氏の御教示による）、藩政資料については不明。

17) 以下、『相馬藩世紀』については、岩崎敏夫「『相馬藩世紀』の成立まで」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』27、1995年）、『相馬藩世紀』第一（続群書類従完成会、2009年）のうち「凡例」「後記」。

18) 以下、『相馬藩政史』については、今野美壽『相馬藩政史』上巻（相馬郷友会、1940年）のうち「序文」「緒言」。

政復古ニ及ビ人心モ亦一変シ、地方旧家ニ保存シ置キタル記録モ大抵反故トナリ、資料ニ乏シク、殆ト絶望ノ姿ニ立至リタルモ、素ヨリ知り得ザル事ハ其俣トシ、知り得タル事ヲ書き記サント欲シ、(中略)不完全ニシテ却手旧主君ノ美績ヲ汚スノ恐アリト雖トモ、爰ニ一段落ヲ結ヒ、見易キ為ニ部類ヲ分チ二十余巻ト為シ其掲載スル事項多クハ断片書類又ハ伝説等ニヨリ集録セシ」と記されている¹⁹⁾。すなわち、今野氏が相馬中村藩の歴史をまとめようとした段階では、すでに旧家の資料が散逸しており、不完全ながらも編纂した本書は断片的な書類や伝説に基づかざるを得ない状況であった。現状の相馬藩領の歴史資料の残存状況を考えれば、今野氏の評価は十分に理解でき、同時に苦難を乗り越えて相馬中村藩の歴史を編纂した本書は貴重であるといえよう。冒頭でも述べたように、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴い、多くの歴史資料の救出・保全活動が現在でも進んでいる状況を踏まえれば、『相馬藩政史』を丹念に読み解いていくことこそ、基礎作業として不可欠であるものと思われる。

2. 相馬中村藩の地域支配

次に相馬中村藩の地域支配について概観する。最初に藩内の行政区分を見てみよう²⁰⁾。1で述べたように、相馬中村藩は、行方郡・標葉郡・宇多郡の3郡が藩領域である。豊臣政権下において文禄検地を実施し、その後、寛永16年(1639)に行われた検地で貫高制から石高制に改められ、藩の石高が確定した。その際、行政区域も新たに設定されている。すなわち、行方郡を北から北郷・中郷・小高郷とし、標葉郡を北標葉郷・南標葉郷とし、宇多郡を宇多郷として、各郡の山間部を山中郷とし、領中七郷が設定された(郷内の村は入れ替わりあり)。この各郷に1ヶ所の陣屋を置き、代官に統治させた。本稿で主に扱う北標葉郷(現在の双葉郡浪江町)は権現堂村(現在の浪江町権現堂)に、南標葉郷(現在の双葉郡大熊町・双葉町)は長塚村(現在の双葉町長塚)に陣屋が置かれた。

陣屋内の組織については、『相馬藩政史』の「郷村在役職別」などに詳しい【表2】²¹⁾。【表2】の「郷村在役職別」のうち、6の新軒掛は「文政以後新百姓取立ノ為ニ新設」された役職であるため、「郷村在役職別」に記載された組織は近世後期の状況であるものと思われる。

陣屋による藩内の地域支配について、3点の特徴が指摘できる。第一に、代官・郷目附・吟味役以外は主^に在郷給人によって務められている点。在郷給人については後述するが、陣屋内の執行部のみが相馬中村藩士であり、その他は在郷給人であったことがうかがえる。第二に、在郷給人を統轄するために大頭という役職が設置されていた点。【表3】は『相馬藩政史』に記された「郷村役人定」だが、郷ごとに大頭の人数に違いがあることが分かる²²⁾。第三に、「民政ニ預ル」手代が郷あたり米方・金方各1名ずつ計2名任命されていたが、天保年間に地方・勸農掛が増加して計4名になった点。手代の役割が増大したことによって人数が増えたものと思われる、当然ながら、手代が地域支配に大きな役割を担っていたことが想定される。

19) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、24頁。

20) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、548頁～560頁。

21) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、670頁～672頁。

22) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、672頁。

表2 相馬藩陣屋役人

	人数	役割	家格	備考
1 代官	1	一郷内総轄。陣屋詰	100石以下家中より選任	毎郷出勤
2 郷目附	1	郷内警務掛	100石以下家中より選任	毎郷出勤
3 吟味役	1	代官補佐。政事掛。陣屋詰	100石以下家中より選任	毎郷出勤
4 大頭	1	給人郷士総頭役	在郷給人	
5 地方手代 (勸農掛兼任)	2	金方・地方・勸農掛等区分。民政ニ預ル。陣屋詰	在郷給人	陣屋常詰。米方・金方各一人。天保年間より地方・勸農一人増し各郷手代四人
6 新軒掛	1	新百姓取立搦倒役。陣屋詰	在郷給人	
7 触頭	2	大頭下役。給人郷士取扱役	在郷給人	
8 螺役	不定	軍事螺吹	在郷給人	
9 村目附	若干 (2)	郷目附下役。郷内諸事取締	在郷三役。在郷給人	在宅。必要に応じて職務執行
10 日下石川奉行		日下石御池取締	在郷給人	
11 塩本方		郷内製塩所塩世話方	在郷給人	
12 堰関奉行・江 関奉行	若干 (4)	郷内用水堰搦倒方	在郷給人	在宅。必要に応じて職務執行。水奉行兼帯とも
13 水奉行		郷内田方水利搦倒方	在郷給人	
14 鳥目附		鳥禁狐場取締	在郷給人	
15 船奉行		郷内海浜舟取締	在郷給人	
16 粉奉行	若干	郷内粉搦倒方	在郷給人	在宅。必要に応じて職務執行
17 境目附	若干	領境見回取締方	在郷三役。在郷給人。他領に接していない郷にはなし	在宅。必要に応じて職務執行
18 山横目		郷内山野取締方		
19 海道奉行		郷内本通取締方		
20 御林取立		郷内御林取立世話方		
21 植木掛		郷内百姓植木方搦倒方		
22 駒奉行	若干	郷内馬匹取締	在郷三役。在郷給人	在宅。必要に応じて職務執行
23 塩場奉行		郷内海浜塩場取締	在郷給人	
24 塩目附		郷内海浜塩場上下役	在郷給人	
25 土手奉行		野馬土手搦倒方	在郷給人	
26 野火奉行		山野野火取締	在郷給人	
27 漆取立掛	不定	漆植付方搦倒方	在郷給人	

※『相馬藩政史』上巻670頁～672頁「郷村在役職別」ほかによる。

表3 「郷村役人定」に見る郷内の役人

	大頭	手代	村目附	肝煎	
北郷	3	2	5	19	
中郷	7	2	6	23	
小高郷	3	2	5	16	
北標葉郷	4	2	4	12	
南標葉郷	2	2	3	13	
宇多郷	5	2	6	23	
山中郷	1	2	2	12	肝煎12人は天明年間以前カ。安政年間9人

※『相馬藩政史』上巻672頁「郷村役人定」による。数字は人数。

次に、代官・郷目附・吟味役以外の役職に任命された在郷給人について簡単に触れておきたい²³⁾。慶長17年（1612）に知行地28石取り以上の家臣を城下に集住させて、28石以下の家臣を在村させたが、在村した家臣が在郷給人である。在郷給人の中でも違いがあり、元和3年（1617）の在郷給人に対する役金負荷に対して反対しなかった家が古発給人（本地給人）、役金負荷に

23) 以下、在郷給人については、前掲註8佐藤彦一「相馬藩における「在郷給人制」と村落支配」、同「相馬藩の在郷給人制について」。

反対して暇を出された家の末裔で、その後取り立てられた家が中切給人、正徳元年(1712)以降献金などによって知行地を与えられた家が新発地給人(郷士)と称された。

次に、村役人について見てみよう。【表3】の「郷村役人定」によれば、肝煎とはいわゆる名主・庄屋の類である。本稿で検討する北標葉郷には25ヶ村あり、1～数ヶ村に肝煎(肝入)が置かれた。肝煎が置かれた村は室原・立野・高瀬・棚塩・苧宿(加倉付添。以下、括弧内は同様)・坂田(西台・藤橋)・請戸(舂倉)・酒井・(伊手・谷津田)・北幾世橋(南幾世橋)・大堀(小丸・田尻・末森)・小野田(川添)・権現堂(樋渡・牛渡)である²⁴⁾。一方、南標葉郷には30ヶ村あり、肝煎が置かれた村は陣屋付の長塚をはじめとして、新山・夫沢・鴻草(渋川・中田)・郡山(細谷)・前田(水沢・松倉・目迫)・山田(石熊・松迫)・熊川(小入野・小良ヶ浜)・熊(大川原)・上羽鳥(下羽鳥)・野上(上野上)・中浜(中野・南迫)・寺内(中田・両竹)である²⁵⁾。

肝煎は「一村ノ統轄役」と評されて、百姓身分から選出された。適任者がいない場合は在郷給人から選ばれたと評されているが(「肝煎御頼」)、『南標葉郡寛文延宝開発給人系図』によれば、在郷給人で肝煎を務めている人物が散見され、必ずしも珍しい存在ではなかったことがうかがえる²⁶⁾。近世後期段階では、世襲ではなく、年限も定められていない。肝煎下役として百姓身分の村長が設置された。人数は定められておらず、だいたい一村あたり2人以上である。そして高100石につき百石頭(組頭)が設置された。

表4 相馬藩肝煎職務権限

1	其村ヲ代表シ、他村ト村界領界等ノ論争ヲナシ、且公儀ニ訴訟裁定ヲ請フノ主権ヲ有ス
2	其村ヲ代表シ、官庁ニ願・伺、且事状ヲ具状スルノ主権ヲ有ス
3	村民ニ於ケル上級官庁ヘノ願・伺・届等ヲ代表ス
4	村備ノ公簿ヲ管理ス 御検地帳・蔵高名寄帳・人別帳・村入費帳・御年貢帳・ 歩銭面貫高割帳・御触書扣帳・年々免相御指紙綴帳・明細帳・村図
5	人別調並ニ人頭異動届並ニ着帯改及届方
6	新軒取立ノ世話方及養子縁組婚姻ノ世話方
7	御年貢割付及取立蔵メ
8	歩銭高割並ニ面貫役銭ノ賦課徴収及納方
9	村方諸入費ノ賦課取立並支払
10	水利・通路・橋梁ノ普請・人歩ノ見積並ニ夫役ノ割付、其工事ノ撈倒並ニ堰筋手入ノ撈倒
11	荒地開墾方撈倒並ニ田畑川欠・砂入等ノ取扱
12	郷村夫役ノ割付
13	江戸・中村及陣屋夫丸ノ割付並ニ人選
14	村方農事ノ撈倒並ニ蒔敷・田植着手日取ノ定制
15	神社・仏額修理ノ世話方
16	村祈禱取扱
17	御田地出精並ニ孝子・貞婦・義僕等ノ取調具申方取扱
18	御法度及御触書伝達
19	植枹瘡ノ取扱
20	旅行病人並倒者ノ取扱
21	諸事御儉約ノ撈倒並ニ遊民取締
22	村民水火災ニ於ケル応急世話方及ヒ代官ヘ届方
23	其他村事諸般

※『相馬藩政史』上巻674頁～675頁「相馬藩肝煎職務権限」による。

24) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、557～558頁。

25) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、558～559頁。

26) 『双葉町史資料シリーズV 南標葉郡寛文延宝開発給人系図』(双葉町教育委員会、1989年)。

肝煎の職務については『相馬藩政史』に「相馬藩肝煎職務権限」としてまとめられている【表4】²⁷⁾。23の項目に分けられており、他の地域の村役人職務とほぼ同様である。本稿の課題に照して肝煎が文書に関与する点を列挙すれば、

- ①藩庁や陣屋への願・伺・届の提出（2・3。以下、括弧内は表中の番号）、
- ②文書保管（4）、
- ③人別に関わる文書の届け出（5）、
- ④法度・触の伝達（18）、
- ⑤災害の際の届け出（22）、

である。このうち②文書保管は、「村備ノ公簿ヲ管理ス」と記されており、「御検地帳・蔵高名寄帳・人別帳・村入費帳・御年貢帳・歩銭面貫高割帳・御触書扣帳・年々免相御指紙綴帳・明細帳・村図」といった文書を管理していたことがうかがえる。周知のとおり、輪番で名主・庄屋を務める村の場合、後継の名主・庄屋へ渡すべき文書を記した引継目録が作成されている。上野国を対象として名主に渡される引継目録を検討した田中康雄氏によれば、「村政運営に必要な最小限」と考えられる文書よりもさらに小さいレベル、主に年貢に関する文書を中心として引き継がれていると評価している²⁸⁾。高橋実氏も常陸国茨城郡生井沢村（現在の茨城県東茨城郡茨城町生井沢）や同郡栗崎村（現在の茨城町栗崎）の事例を踏まえて、引き継がれる文書は年貢・土地・人別に関わるものがほとんどであると指摘する²⁹⁾。傾向としては尤もな指摘であるが、拙稿で明らかにした甲斐国巨摩郡青柳村（現在の山梨県南巨摩郡富士川町青柳町）のように、水害地域においては年貢・土地・人別と同様に洪水被害と救済に関わる文書も多く引き継がれており、当然ながら、地域の特質によって変化があるものと思われる³⁰⁾。この点については「相馬藩肝煎職務権限」のみでは判然としない。次節では相馬藩領内において作成・授受した文書を検討したい。

3. 地域支配における文書実践

ここでは、相馬藩代官・手代・肝煎を取り巻く文書実践を検討してみたい。検討するのは『相馬藩政史』の「在郷役人職務章程」である³¹⁾。なお、『相馬藩政史』掲載の原文書の所在が分かっておらず、原文書の分析及び後述するような藩の規程と村内の実際の文書実践との比較などが不可欠であるが、冒頭に述べたように、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う歴史資料の救出・保全活動が続いている現在、基礎的な研究を提示することは無意味ではないものと思われる。

「在郷役人職務章程」は、「北標葉郷高瀬村肝入ノ扣ヲ写シタルモノニテ、土地ニ関スル事項

27) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、674頁～675頁。

28) 田中康雄「近世名主文書の保管引継形態について—上州を事例とした類型検出の試み—」（『西垣清次先生退官記念宗教史・地方史論纂』刀水書房、1994年）。

29) 高橋実「近世における文書の管理と保存」（青山英幸・安藤正人編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年）。

30) 西村慎太郎「甲斐国青柳村の文書管理」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』13、2017年）。

31) 前掲註18『相馬藩政史』上巻、676～684頁。

当郷限りノモノアリト雖、其他ハ領内同一ニシテ、他郷モ亦土地ニ関スル事項各別ニ之アリシナリ」ものであって、「陣屋壁書」となっていたものであった。高瀬村は、北標葉郷高瀬村のことであり、現在の浪江町高瀬に該当する。「在郷役人職務章程」という名称から推察するに、『相馬藩政史』編纂段階で名称が付与されたものと思われ、『原町市史』には、「在郷役人職務章程」を書き下し文にした「文政七年被仰渡箇条」が掲載されている³²⁾。文政7年(1824)とは、藩主・相馬益胤を中心に、家臣の佐藤孟信・池田胤直・草野正辰・今村秀興・紺野知義らによって「文化の御厳法」と称された大規模な儉約が布かれていたとともに、文政4年の大旱魃、翌年の洪水によって領内の損耗が激しかった時期に当たる。すなわち、地域支配の円滑化のために「在郷役人職務章程」=「文政七年被仰渡箇条」が布かれたのであろう。

「在郷役人職務章程」をまとめたのが【表5】である。冒頭に「年中行事」として、年間数回にわたって行われる業務を記した後に、各月の業務を記している。翻刻・活字化に伴う誤りも散見されるため、『原町市史』の「文政七年被仰渡箇条」を参考にして、訂正すべき文字を備考として記した。

まず、「在郷役人職務章程」に基づいて、陣屋と肝煎との文書のやり取りの具体例を見てみよう(以下、括弧内の数字は【表5】の番号)。出生・着帯³³⁾・病死の届は毎月晦日に百石頭が肝煎宅での寄合の際に提出し、翌月朔日の陣屋での寄合において小帳仕立てで肝煎から手代

表5 相馬藩在郷役人職務章程

		内 容	備考
1	年中行事	毎月晦日晦日肝入宅へ百石頭寄合仕候て、出生・着帯・病死之届小帳取調候に、翌月朔日陣屋寄合手代に差出、手代方郷中一冊に取調、十日迄に代官へ指出可申事	「取調候に」→「取調候て」
2	年中行事	欠落者有之候節は、五人組・親類早速尋に罷出、御国中は勿論行衛相知候は、他領迄も相渡り引戻可申候事 若行衛相知れ不申見付候時は、人相書並に其節装束・所持之品々・要事等有無迄悉備取調、組合・親類連印之書面一通、外に肝入よりの披露書相添候て、出奔之日限より九日迄手代に指出し、手代より早速代官へ相出可申事	「要事」→「悪事」
3	年中行事	三男三女より末之出生之者、御指紙相下り次第に本人陣屋へ出し、御定の養育料被成下候段、代官より申渡候事 但年々被成下候俵数迄致書面、申渡之節相渡候事	
4	年中行事	火事有之候節は、手代・村目附立合にて、焼失之品並に残品相改め帳面へ取調、改役人連印に仕、火元御書取候て、代官へ申出、取扱方得差図可申事 但外組は給人焼失へは手代立合不申、組頭・村目附にて相改候事	
5	年中行事	農家年中行事肝煎写取置、百姓に不限、在住之者・給人郷士・其外共に、其節之儀無油断相働候様、役々より捌倒可仕事	
6	年中行事	大風又者洪水等にて格別損毛・破損其外変有之節、又異国船相見候は、公儀へ御届仰上候に付、早速取調、会所へ差出可申事 但大變有之並に異国船相見候節、早飛脚にて可申出事 損毛破損所調方、左之通 大川常水より何丈何尺程出水・橋落・川除土手押切・海道並松倒木中折・田畑用水堤押切・流家・江堰水門破損・流稲・田畑川欠押砂掛・波除土手押切・人馬怪我有無	
7	年中行事	文政四巳年被仰付置候通、代官にて茂米差引帳仕立置、月三度寄合之節、米出入調を取、時々書込、差引仕、一ヶ月切に手代米差引帳突合、指紙並に手形迄も引合、見届之上、メ差引、残へ代官印形致置可申候、浮役銭出入之儀も、右米方撥順金銭正差引帳仕立置、月切に代官見届、メ指引、残へ印形致置可申候、時々御金藏へ相納、残金銭多く無之様可仕事	
8	年中行事	前金薪通帳毎月一度宛陣屋へ為差出、手代改置可申事	

32) 『原町市史』(福島県原町市、1968年)、296頁～305頁。

33) 近世後期、妊娠した際の届書であり、藩における妊娠・出産管理政策であり、間引きや墮胎の防止の意味があった。

相馬中村藩の地域支配と文書実践（西村）

		内 容	備考
9	年中行事	追々被仰付置候書面は、陣屋帳面へ留置可申候、肝入中は写置、帳面に致置候て、転役之節は後役に伝可申候事	
10	正月	郷用・村用之竹木十八日迄に積立置候て、十九日陣屋寄合之節、指紙願相出し、相済次第、海道並に村々作場・道・橋手入仕、農業へ取掛、差支無之様可仕事	
11	正月	戸数・人別・牛馬・作り高・反歩之改帳二十五日限り取調、肝入高にて家印を取、陣屋に相出し可申事	「肝入高」→ 「肝入方」
12	正月	堰閘普請所又は御用地・開発・倒田畑直し之類、都て代官改に相成可申候には、肝入・水奉行立合にて二十五日限内改め致候て、帳面に取調、陣屋に指出可申事 但大普請之場所は人足積り共に相出可申事	
13	2月	堤々水持之積、村々田打之都合何程と申義、水奉行・肝入見聞て、小帳に取調、朔日寄合にて差出可申事	
14	2月	堰閘並に道・橋・小堀普請晦日限は出来候様、前度より心掛可申事、最預り村々普請出来候は、月三度の寄合にて肝入・水奉行より届可申候事	「最」→「尤」
15	2月	分一帳磨十五日迄に会所へ差出可申事	「磨」なし
16	2月	組頭・手代・村目附致回村、着帯改可申事	
17	3月	種蒔の日限は陣屋寄合にて肝入申合、小帳へ付、可致指図事	
18	3月	高指行磨十五日迄に会所へ指出可申事	「高指行磨」→ 「高指引」
19	5月	田植仕舞に相成候村々肝入より手代へ届可申出、郷中植仕舞に相成候時は、手代より代官へ届申出置之事	
20	5月	請戸より初齋上り候節は、肴奉行より送状相添へ、同浜より飛脚にて御台所へ指出可申事	
21	6月	年々より水無・苗無し等にて仕付兼候地面有之候は、水奉行・肝入相改、小帳に取調、陣屋へ相出し、手代より代官へ差出可申事、給人郷士・山先其外知行地面は願有之候は、相改、小帳を本人に相渡、支配頭へ為相出候事	「年々」→「年二」 「相出し」→ 「差出し」
22	6月	組頭・手代・村目附回村之上、着帯改可申事	
23	7月	朔日より手代相詰、陣屋にて新高目録仕立、二十日迄之内、肝入に預之、面付帳へ突合いたし、晦日限り会所へ差出候様可仕候	
24	7月	青田見分相済候は、平均並に早稲・中稲検見有無之義取調、代官へ指出可申事	
25	7月	泉田川より初齋上り候は、代官・手代之内より送状相添、川元より飛脚にて御台所へ指出可申事 但二番・三番迄右同断	
26	8月	春法蒔跡代官改相済候は、昔年之上頭へ改、指引増減書一札代官へ相出可申事	「昔」→「前」
27	8月	郷見御出郷前之春法折本相下り次第、銘々書入、増減書一札相添、代官へ相出、代官より郷見浦尻御泊へ村長飛脚にて相出之事	
28	8月	検見入候村々有之候時は、日数積り組割陣屋にて取調、代官へ申出、会所へ相出候事	
29	8月	給人郷士・山先知行所格別改、不作引捨に相成候程に御座候は、肝入・水奉行相致、小帳へ取調、印形仕、知行主へ相渡し、支配所へ為相出候事	「改」なし 「相致」→「相改」 「支配所」→ 「支配頭」
30	8月	組頭・手代・村目附数々回村、着帯改可申事	
31	9月	御上穀御指紙相渡次第、其村割日限相定、早々浜下仕、回米之砌り指支無之候様心掛可申事	「上」→「早」
32	9月	種初無油断為取候様、肝入より可致指図事 但作り反歩相応に取候様、肝入より銘々承り、届帳面に調置可申事	
33	9月	御家中納米金薪二十五日に納切可申事 但郷切届陣屋可相出事	
34	10月	出役勘定会所より達次第、指出に相成候様、朔日寄合迄帳面に取調、面々仕立方、金銭之数手代見届置候て、日限申来候次第引受、役人へ相出可申候	
35	10月	代官勘定之取調分、手代陣屋へ相詰、無油断取調、会所差出、御達次第日限よりも両三日も先に中村に相詰、諸廉突合、相済し候上、会所に指出可申事	
36	10月	組頭・手代・村目附致回村、着帯改可申事 但手代は御勘定取調にて相済可申事	
37	11月	五日より手代陣屋へ相詰、御年貢御勘定取調可申事、右取調出来次第、肝入預り、面附帳へ突合改可申事	
38	12月	給人郷士名改願有之候は、二十五日迄に取調、代官差出可申事 但不時には不相済候間、此旨心得居可申候	
39	12月	御蔵メ相済候は、金穀月勘定取調置、毎月陣屋寄合、手代・肝入之間帳突合の上、金穀受払帳手代より代官へ指出、印形受可申事	

※「相馬藩政史」上巻676頁～684頁「相馬藩肝煎職務権限」による。

に差し出し、手代は郷ごとに1冊にまとめて、10日までに代官へ提出することとなっていた(1)。おそらく肝煎は百石頭から提出された届を「出生・着帯・病死之届小帳」として手代へ提出するほかに、「村備ノ公簿」と位置付けられた人別帳へ貼紙などで反映させたのであろう。

村人が欠落した際、人相書やとともに組合・親類が連印した装束・所持品・悪事などの書付を作成し、肝煎はそれらの披露書を添付して、欠落してから9日以内に手代へ提出することとなっている(2)。村内における「戸数・人別・牛馬・作り高・反歩之改帳」については正月25日までに肝煎が作成し、肝煎方で「家印を取」って、陣屋へ差し出した(11)。おそらく、村内戸主によって押印されたものと思われる。このように村の文書は肝煎が作成・取りまとめをして、陣屋の手代に提出された。村では文書の写しを作成し管理したものと推測される。

次に、陣屋から肝煎に渡される文書を見てみたい。前述の「相馬藩肝煎職務権限」でも示したように、「村備ノ公簿ヲ管理ス」る中に「年々免相御指紙綴帳」(年貢割付状を綴った帳面)が記されているが、これは(31)「御上穀御指紙」のことであろう。(9)「追々被仰付置候書面」も当然ながら陣屋から肝煎へ渡される文書であるが、それらは写しを作成して帳面にし、退役後に後任肝煎へ引き継ぐことが求められている。要するに御用留の作成指示である。また、(1)「出生・着帯・病死之届小帳」の提出を受けて、三男ないし三女以上出生した場合、陣屋から指紙が送られて、出生した本人が陣屋へ行き、養育料を下賜されることとなっていた(3)。

では、年貢をめぐる文書の作成・授受について検討してみたい。

用水や田打(田起こし)の開始時期を水奉行と肝煎が確認して小帳として2月1日の寄合の際に陣屋へ提出する(13)。2月15日までに陣屋より会所へ分一帳を提出する(15)。会所とは、相馬忠胤の代の承応元年(1652)に建設された中村城下藩の政庁である³⁴⁾。分一帳は小物成を記した帳面であろう。3月1日の陣屋寄合で種蒔きの日程を相談して、小帳に付ける(17)。この間、堰の普請や倒れ田畑の復旧などを進めており(12・14)、3月15日までに年貢高の差し引きをまとめて会所へ提出している(18)。

5月、田植えが終わったら、肝煎は陣屋手代に届を提出し、郷全体で田植えが終了したら代官へ届け出ている(19)。6月に至って稲の生育を水奉行と肝煎が検討して、小帳を作成して陣屋手代へ提出する(21)。7月1日から20日までの間、陣屋手代は新高目録の作成に取り掛かる(23)。これは当年の年貢割付を決める作業であり、その後、肝煎へ渡されて、面付帳との突き合わせを実施する。面付帳は村内の村人ごとの年貢割付を示した帳簿であろう。7月中に青田の検分を行い、早稲・中稲などの確認しているが(24)、相馬中村藩では、元禄10年(1697)の検地以降、坪刈検見を実施しており、6月に稲の生育を水奉行と肝煎とが検分していることを踏まえれば、ここでも彼らが青田検分を行っているものと推測されよう。

8月、坪刈を行った稲が籾を取り出し、その結果を代官が改めて、指引増減書一札を代官へ提出している(26)。指引増減書一札とは、(27)にも記されているが、代官による郷内の検分前に「春法折本」(坪刈に当たっての指示カ)を肝煎へ下げ渡して、指引増減書一札とともに代官へ提出しているため、作成したのは肝煎(とともに陣屋手代)であろう。その後、代官の検見が必要な際は必要日数などを陣屋で取りまとめて会所へ提出している(28)。

34) 前掲註32『原町市史』、221頁。

9月、陣屋より肝煎へ年貢割付状（「御上穀御指紙」「免相御指紙」）が渡される（31）。11月5日より陣屋手代は年貢勘定を調べて、肝煎へ（勘定目録を）預けて、面付帳との突き合わせを実施している。

以上、相馬中村藩の地域支配をとりまく文書実践についてまとめたい。相馬中村藩は、各郷に陣屋が設置されて、代官・手代（いずれも藩士）が郷内行政を統轄した。陣屋の下に肝煎があり、彼らは各村や数ヶ村をまとめた地域の統轄を行った。地域を取り巻く文書の作成・授受・管理の具体相のうち、藩の年貢収奪に関わる文書は多様であり、単純に年貢割付状と年貢皆済目録だけで済むわけではないのはもちろんだが、相馬藩の地域支配に則して図示すると以下のようなになる。

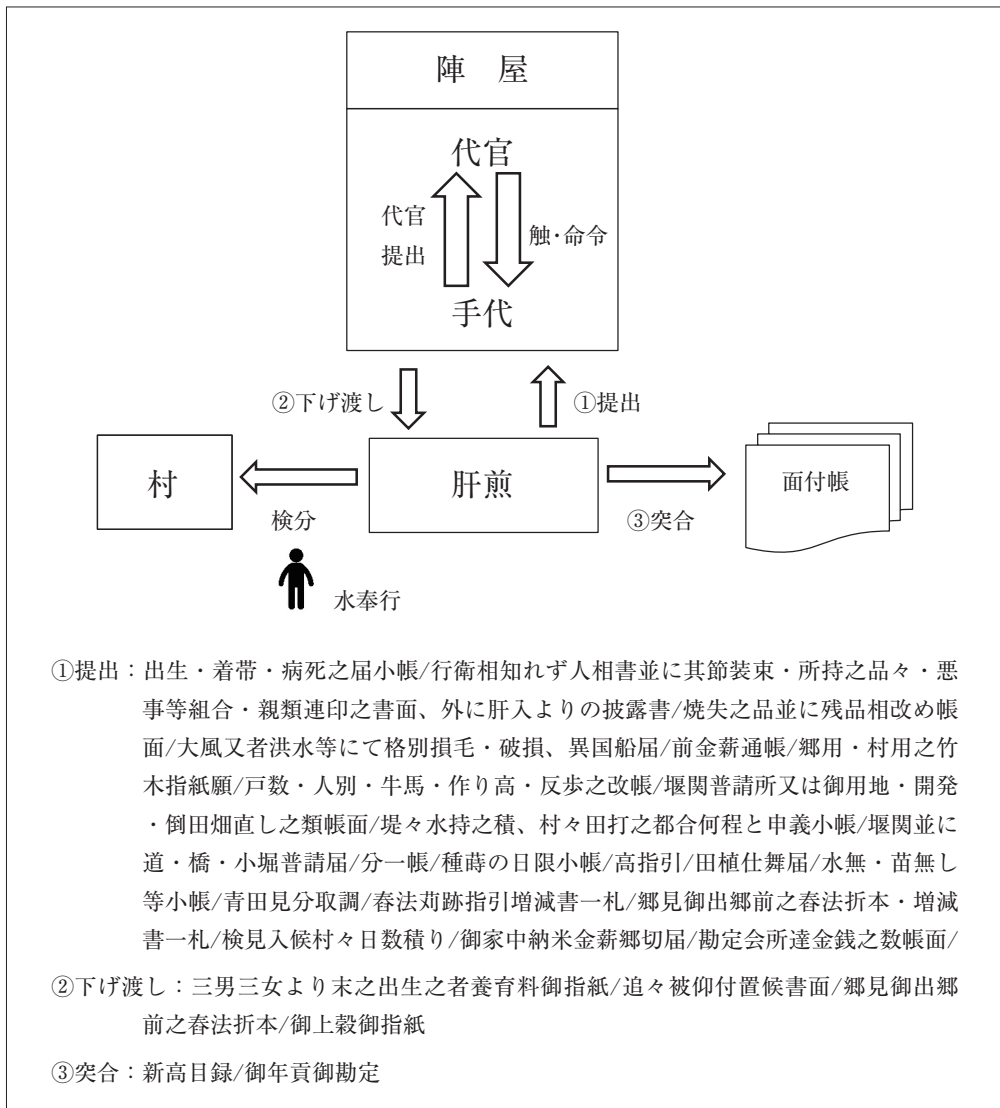


図 相馬中村藩の年貢をめぐる文書

おわりに

最後に本稿のまとめをしたい。

本稿は東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に伴う、多くの歴史資料の救出・保全活動が繰り返されている中で、それらの活動をアーカイブズ学的に次のステップ（活用など）へつなげるため、相馬中村藩領内の地域支配における文書実践を明らかにすることを目的とした。但し、多くの歴史的な視角については、従来の研究史、とりわけ自治体史や岩崎敏夫氏の成果に依拠するにとどまった。文書管理史としては、資料の制約などもあり、特に新しい論点は乏しく、「在郷役人職務章程」の原文書の分析など課題は多いものの、相馬中村藩の文書実践の一端が明らかになることによって、被災歴史資料を利用するための土壌整備を目指した。なお、明治11年(1878)2月の「新山村用掛預り御用物目録」によれば、「相馬藩肝煎職務権限」(前掲【表4】)に記されている「村備ノ公簿」は揃っており、藩が考えた村内の文書管理はある程度の実現を見ていたものと思われる³⁵⁾。

中世以来当該地域を取めた相馬家は、近世に至って相馬中村藩として知行が宛行われ、寛永16年(1639)に行われた検地で各郡内に郷が設定された。郷の統轄のために陣屋が設置されて、藩士の代官や手代がその郷を統轄した。郷の各村や地域には肝煎が設置されて、様々な行政を担うとともに、文書の作成・授受・管理を行った。文書の名称については、【表4】【表5】や図に示した通りである。

本稿では検討の埒外であったものの、相馬中村藩の場合、報徳仕法が文書実践に大きく関わる。例えば、南標葉郷上羽鳥・下羽鳥・中田・鴻草及び渋川村の場合、報徳仕法を実行し、完了した村であるが、実に多くの報徳仕法関係文書が蓄積される³⁶⁾。相馬中村藩における報徳仕法の展開と成果については、従来の研究蓄積を踏まえつつも評価の再検討が必要だと思われるが、研究基盤の整備として、報徳仕法を取り巻く文書実践については研究する必要があるだろう。

35) 『双葉町史 第4巻 近代現代資料』(福島県双葉町、1989年)、43頁～45頁。

36) 『双葉町史 第1巻 通史編』(福島県双葉町、1995年)、485頁～497頁。

Regional Domination and Document Practice in the Sōma Nakamura Domain

NISHIMURA, SHINTARO

This article examines the creation, the transfer, and the management of documents in modern times, especially some aspects of the territory control, in the case of the Sōma Nakamura Domain. The Sōma Nakamura Domain owned the whole region where current Shinchī-machi, Sōma-shi, Minami-Sōma-shi, Iitate-mura, Katsurao-mura, Namie-machi, Futaba-machi, and Ōkuma-machi are located, and the domain was worth 60,000-koku. Due to the Fukushima Daiichi nuclear disaster, many of those areas are classified "difficult-to-return zone" or "zone-in-preparation-for-the-lifting-of-the-evacuation-order" (formerly known as "restricted areas" and "planned evacuation areas"). In those disaster-stricken areas, relief and conservation of historical materials are still continuing, and many new historical materials are discovered. The document management history of the area based on the archives studies of each area is essential in grasping the contents of newly-discovered historical materials. This article discusses the creation, transfer, and management of documents conducted by Kimoiri, the administrator of Gō (a unit of local administration) in the Sōma Domain by mainly using *Zai-Gō-Yakunin-Shokumu-Shōtei*, a material issued to the local government from Han-chō (main government office of each Domain). A lot of documents were being created indeed. In addition, in the village where was carried out methods for rebuilding agricultural management and reviving rural areas through living guidance of farmers focusing on thrift and saving money, which was called Hōtoku-shihō and which was proposed at the end of the Tokugawa period, a vast amount of document were being managed.